

行政区域調整特別	2月9日	〃
	2月25日	〃
	2月28日	〃
	3月18日	〃
	3月29日	説明書付
議決	〃	〃

1963年度第8回宜野湾市議会臨時会大議録

1. 1963年5月29日第8回宜野湾市議会臨時会を市役所会議室に招集された。

2. 応招議員は次のとおりである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久 渡太郎	2番	比 嘉 定 亮	3番	天久 盛 雄
4番	安次富 盛 信	5番	石 川 真 大	6番	仲 村 春 果
7番	村 嶺 正 康	8番	石 田 英 正	9番	安 里 安 明
10番	又 吉 正 弘	11番	石 川 繁	12番	大 川 昇
13番	伊 佐 真 得	14番	仲 村 喜 永	15番	宮 城 盛 昌
16番	宮 里 敏 行	17番	伊 佐 貞 寿	18番	中 里 幸 助
19番	武 島 行 男	20番	仲 村 盛 光	21番	古 波 蔵 清 次郎

3. 不応招議員はなし

4. 出席議員は次のとおりである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久 渡太郎	2番	比 嘉 定 亮	3番	天久 盛 雄
4番	安次富 盛 信	5番	石 川 真 大	6番	仲 村 春 果
7番	村 嶺 正 康	8番	石 田 英 正	9番	安 里 安 明
10番	又 吉 正 弘	11番	石 川 繁	12番	大 川 昇
13番	伊 佐 真 得	15番	宮 城 盛 昌	16番	宮 里 敏 行
17番	伊 佐 貞 寿	18番	中 里 幸 助	19番	武 島 行 男
20番	仲 村 盛 光	21番	古 波 蔵 清 次郎		

5. 欠席議員は次のとおりである。

14番 仲 村 喜 永

6. 市町村自治法第61条の規定により、出席議員のため出席したものは次のとおりである。

議席	氏名	議席	氏名
3	天久盛雄	3	天久盛雄
3	天久盛雄	3	天久盛雄
3	天久盛雄	3	天久盛雄
3	天久盛雄	3	天久盛雄

1963年度第8回宜野湾市議会臨時会々議録

1. 1963年5月29日第8回宜野湾市議会臨時会を市役所会議室に招集された。

2. 応招議員は次のとおりである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久 豪太郎	2番	比嘉 定亮	3番	天久 盛雄
4番	安次富 盛信	5番	石川 真大	6番	仲村 春果
7番	稻嶺 正康	8番	石田 英正	9番	安里 安明
10番	又吉 正弘	11番	石川 繁	12番	大川 昇
13番	伊佐 真得	14番	仲村 喜永	15番	宮城 盛昌
16番	宮里 敏行	17番	伊佐 貞寿	18番	中里 幸助
19番	武島 行男	20番	仲村 盛光	21番	古波藏 清次郎

3. 不応招議員はなし

4. 出席議員は次のとおりである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久 豪太郎	2番	比嘉 定亮	3番	天久 盛雄
4番	安次富 盛信	5番	石川 真大	6番	仲村 春果
7番	稻嶺 正康	8番	石田 英正	9番	安里 安明
10番	又吉 正弘	11番	石川 繁	12番	大川 昇
13番	伊佐 真得	15番	宮城 盛昌	16番	宮里 敏行
17番	伊佐 貞寿	18番	中里 幸助	19番	武島 行男
20番	仲村 盛光	21番	古波藏 清次郎		

5. 欠席議員は次のとおりである。

14番 仲村 喜永

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次のとおりである。

市長 仲村 春 勝 助役 具 屋 真 徳 収入役 仲村 春 松
 総務課長 松川 正義 財政課長 当山 全喜 経済課長 沢し 安一
 建設課長 島袋 昌栄 水道課長 長里 啓俊

7. 本会議の議題は次のとおりである。

書記長 松川 正義 書記 伊佐 正義、照屋 誠

8. 議事日程は次のとおりである。

日程第1. 会期の決定について

日程第2. 議事録署名議員の決定について

日程第3. 議案第11号、1963年度宜野湾市才入才山追加更正
 予算について

日程第4. 原信第3号、行政区画設置審処方について

日程第5. 原信第4号、行政区画設置審処方について

日程第6. 報告第1号、行政区画設置規程についての審査報告

日程第7. 報告第2号、行政区画審処方原信についての審査報告

9. 会議の順次

議 長～出席19名であります。市町村自治法第53条の規定によつて、
 議会は成立致しますので、只今より第8回宜野湾市議会臨時会を
 開会致します。（午後2時23分）

議 長～では直ちに会議を開きます。

議 長～日程第1. 会期の決定についてお話し致します。

議 長～お休題致します。（午後2時24分）

議 長～再開致します。（午後2時27分）

議 長～休憩中に話し合がありましたように、本会期を2日間もつことに
 御賛同ございませんか。

（長編なしと呼ぶ）

市長 仲村 春勝 助役 呉屋 真徳 収入役 仲村 春松
総務課長 松川 正義 財政課長 当山 全喜 経済課長 沢し 安一
建設課長 島袋 昌兼 水道課長 奥里 将俊

7. 本会議の書記は次のとおりである。

書記長 松川 正義 書記 伊佐 正義・照屋 毅

8. 議事日程は次のとおりである。

日程第1. 会期の決定について

日程第2. 議事録署名議員の決定について

日程第3. 議案第11号, 1963年度宜野湾市才入才出追加更正
予算について

日程第4. 陳情第3号, 行政区画設置善処方について

日程第5. 陳情第4号, 行政区画設置善処方について

日程第6. 報告第1号, 行政区画設置規程についての審査報告

日程第7. 報告第2号, 行政区画善処方陳情についての審査報告

9. 会議の顛末

議 長～出席19名であります。市町村自治法第53条の規定によつて、
議会は成立致しますので、只今より第8回宜野湾市議会臨時会を
開会致します。(午後2時23分)

議 長～では直ちに会議を開きます。

議 長～日程第1. 会期の決定についてお諮り致します。

議 長～暫休憩致します。(午後2時24分)

議 長～再開致します。(午後2時27分)

議 長～休憩中に話し合がありましたように、本会期を2日間もつことに
御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、本会期を本月より5月30日までの(2日間)と決定致します。

議 長～目録第2、会派簽署名議員の決定についてお話し致します。

議 長～議長一任の声がありますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、会派簽署名議員は議長一任とすることに致します。

では指名致します。15番 宮城盛昌、9番 安里安明の両議員を指名致します。

議 長～目録第3、議案第11号、1963年度宮崎県市才入才出追加更正予算についてを議題と致します。

審議をして朗読せしめます。

議 長～提案者趣旨説明を求めます。

市 長～63年度の追加更正予算であります。収入においては政府の補助金が今までに予想していた額よりもふえて、148万のびよほの補助金が参りましたので、又産業の振興費の執行状況も大体済んで、この面で特にちくさゆらの奨励に800万ふやすために、他に残つておつた8日、9日で100万、商工奨励費で300万、共進会費で300万、一応このちくさゆらの奨励費にまして、800万ふやして合計1,400万の予算で執行して行きたいと思つて提案してありますので宜しく御審議の程をお願い申し上げます。尚、議案については、質疑の機会にお答えしたいと思つております。

議 長～本案に対する質疑を願います。

5 番～才出のちくさゆら奨励費について、年度末になつて800万追加されておりますが、その理由について御説明願います。

経済課長～この補助金の決定は、農協からウシ購入資金借入に対して、その利子を全部市が補助してあります。これはあらかじめ何頭というふうな事ではなく、いわゆるウシを買つて金を借りるときでありますので、年度始めに何頭というふうに決めるのは難しいのであります。それからこの補助金の出し方は、一会計年度を対象とし

議長～御異議がないものと認め、本会期を本日より5月30日までの（2日間）と決定致します。

議長～日程第2、会議録署名議員の決定についてお諮り致します。

議長～議長一任の声がありますが、御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がないものと認め、会議録署名議員は議長一任とすることに致します。
では指名致します。15番 宮城盛昌、9番 安里安明の両議員を指名致します。

議長～日程第3、議案第11号、1963年度宜野湾市才入才出追加更正予算についてを議題と致します。
書記をして朗読せしめます。

議長～提案者趣旨説明を求めます。

市長～63年度の追加更正予算であります。収入においては政府の補助金が今までに予想していた額よりもふえて、148\$のびよほの補助金が参りましたので、又産業の振興費の執行状況も大体済んで、この面で特にちくぎゆうの奨励に800\$ふやすために、他に残つておつた8目、9目で100\$、商工奨励費で300\$、共進会費で300\$、一応このちくぎゆうの奨励費にまして、800\$ふやして合計1,400\$の予算で執行して行きたいと思つて提案してありますので宜しく御審議の程をお願い申し上げます。尚、尚部については、質疑に場合にお答えしたいと思つております。

議長～本案に対する質疑を願います。

5番～才出のちくぎゆう奨励費について、年度末になつて800\$追加されておりますが、その理由について御説明願います。

経済課長～この補助金の決定は、農協からウシ購入資金借入に対して、その利子を全部市が補助しています。これはあらかじめ何頭というような事ではなく、いわゆるウシを買つて金を借りるときでありますので、年度始めに何頭というように決めるのは難しいのであります。それからこの補助金の出し方は、一会計年度を対象とし

ています。初回は補助の対応は1ヶ月となっておりますが、会計年度によつてやっております。

議 長～4番議員の出席を報告致します。

議 長～質疑打切の声をとさせていただきますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、本会に対する質疑を打切ることと致します。

議 長～では討論を求めます。

議 長～討論省略の声をとさせていただきますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、討論を省略することに致します。

議 長～では議案第11号、1963年度直轄内市才入才出追加更正予算についてを原案通り可決に付します。

原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、議案第11号、1963年度直轄内市才入才出追加更正予算についてを原案通り可決と定めます。

議 長～お諮り致します。行政区画設置審処方陳情が2件参つておりますが、陳情審案件は関連してありますので、一括して、受理して異議に追加するかどうか御検討願います。その間に審議をして御報告をいたします。

議 長～御休憩致します。(午後2時45分)

議 長～再開致します。(午後2時46分)

1 番～本陳情案件は追加住民の要望でありますし、又本会側に協議されている行政区画設置の諮問案件とも関連致しますので、受理して異議追加をして審議すべきであると思ひます。

ています。例へば補助の対象は1ヶ年となつておりますが、会計年度によつてやつております。

議 長～4番議員の出席を報告致します。

議 長～質疑打切の声がございませうが、御異議ございませうか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、本案に対する質疑を打切ること致します。

議 長～では討論を求めます。

議 長～討論省略の声がございませうが、御異議ございませうか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、討論を省略すること致します。

議 長～では議案第11号、1963年度宜野湾市才入才出追加更正予算についてを表決に付します。

原案に御異議ございませうか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、議案第11号、1963年度宜野湾市才入才出追加更正予算についてを原案通り可決々定致します。

議 長～お諮り致します。行政区画設置善処方陳情が2件参つておりますが、同陳情案件は関連しておりますので、一括して、受理して日程に追加するかどうか御検討願います。その前に書記をして朗読せしめます。

議 長～暫休憩致します。(午後2時45分)

議 長～再開致します。(午後2時46分)

1 番～本陳情案件は地元住民の要望でありますし、又本会議に提出されている行政区画設置の諮問案件とも関連致しますので、受理して日程追加をして審議すべきであると思ひます。

議 長～只今、本陳情案件は行政区画設置の諮問案件とも関連するもので、
又連して異程追加をして審議すべきであるとの御意見でございま
すが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、本陳情案件を受連して異程に追加する
ことに致します。

議 長～異程第4、陳情第3号、行政区画設置審処方についてを追加願いま
す。(5月12日付のもの)
異程第5、陳情第4号、行政区画設置審処方についてを追加願いま
す。(5月28日付のもの)

議 長～本陳情案件は関連致しますので、一括上程致します。
質疑を求めます。

議 長～暫休致します。(午後3時6分)

議 長～再開致します。(午後3時10分)

議 長～陳情第3号、第4号は報告第1号とも関連致しますので、一応異
議の段階において継続審議にしたいと思いますが、御異議ござい
ませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

議 長～御異議がないものと認め、左様決定致します。

議 長～異程第6、報告第1号、行政区画設置規程の設定についての審査
報告と、異程第7、報告第2号、行政区画設置審処方についての
審査報告は関連致しますので、一括して上程致します。
尚、本案件は先に行政区画設置特別委員会に付託してありまし
たので、委員会の報告を求めます。

一応報告書を期別せしめます。

議 長～委員長の報告を求めます。

議 長～只今、本陳情案件は行政区画設置の諮問案件とも関連するので、受理して目程追加をして審査すべきであるとの御意見でございますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、本陳情案件を受理して目程に追加することに致します。

議 長～目程第4・陳情第3号、行政区画設置善処方につきを追加願います。(3月12日付のもの)
目程第5・陳情第4号、行政区画設置善処方についてを追加願います。(3月28日付のもの)

議 長～本陳情案件は関連致しますので、一括上程致します。
質疑を求めます。

議 長～暫休憩致します。(午後3時6分)

議 長～再開致します。(午後3時10分)

議 長～陳情第3号、第4号は報告第1号とも関連致しますので、一応質疑の段階において継続審議にしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

議 長～御異議がないものと認め、左様決定致します。

議 長～目程第6・報告第1号、行政区画設置規程の設定についての審査報告と、目程第7・報告第2号、行政区画設置善処方についての審査報告は関連致しますので、一括して上程致します。
尚、本案件は先に行政区画設置特別委員会に付託してありましたので、委員会の報告を求めます。

一応報告書を朗読せしめます。

議 長～委員長の報告を求めます。

委員長(安次富)～審査経過を報告致します。同日付の報告書によりますので、本委員会は去る3月8日の本会議において、構成されまして、本諮問案並びに陳情第2号ともに付託され、3月16日から10日あつた通期にわたつて慎重なる審議をした結果、先に事務局長から簡説のあつた通りであります。

本委員会は3月16日(第1回)に開催し、委員会の構成をなした。その結果委員長に私、副委員長に天久直雄氏が選任されました。

第2回が3月18日にて本諮問案の趣旨内容を検討致しました。又、区長制度の廃止に伴い、去つた12月の基本要綱、いわゆる本市の末端行政は区を置いて行政を行うと云う要綱に基づいて、本現在ある地の23の行政区を再編致しまして、行政区の合理化を期し、そして行政効果を高めると云うのが趣旨内容であります。本委員会の審査の方法として検討した地、この諮問案の内容と關連する問題だと云うことと、末端行政の有り方をどうすべきかと云つた様な根本的な問題から、ほり下げて検討すべきだと云う観点に立つて審査の方法を打立てたわけでありまして、務を施行されては如何なる方法で末端行政事務を執行されるか。又都府自治との關係はどうなつてゐるか云う様な事を真先に調査して、この資料に基づいて審査をすべきだと云う事になり、3月18日は、那覇市の突進調査をなし、市内の末端行政の有り方と資料集収。

那覇市の場合以前から廃止になつておりました。末端行政はほとんど市役所の担当職員によつて事務処理がなされている状態でありまして、だがしかし何んと云つても末端組織の育成強化、末端組織がないと事務処理の効果が上がらないと云つた立前から、自治会の組織を今後強化促進すると云う様な状態でありまして、をこぞ、那覇市の2ヶ所の自治会を一応見聞しましたが、1ヶ所は栄町の自治会、もう1ヶ所は繁多川の自治会であります。

何故その2ヶ所を見聞したかと申しますと、那覇市においても農村形をおびている地の自治会、別様な形態、組織をもつている地の自治会を見た方がよいと云う事で、その2ヶ所を見聞することに決定し、調査したわけでありまして、その具体的な事は後で申し上げます。両自治会においては市とのつながりは、本市みたいなつながりではなく、あくまでも自主的な活動で、そして市政に同意すると云う様な立場を取つてゐる。行政事務を委託契約でもつて担当すると、その自治会長が担当すると云つた様な状態でありまして。

3月22日(第3回)はコザ市役所に行き総務課長、収入役も交えてコザ市の突進を一応見聞した。コザ市の場合、従来まで本市と同様な行政が執行されております。

委員長（安次富）～審査経過を報告致します。

本委員会は去る3月8日の本会議において、構成されまして、本諮問案並びに陳情第2号ともに付託され、3月16日から18日間にわたって慎重なる審議をした結果、先に事務局から朗読のあった通りであります。

本委員会は3月16日（第1回目）に開催し、委員会の構成をなした。その結果委員長に私、副委員長に天久盛雄氏が選任されました。

第2回目が3月18日で本諮問案の趣旨内容を検討致しました。処、区長制度の廃止に伴い、去つた12月の基本要綱。いわゆる本市の末端行政は区を画して行政を行うと云う要綱に基づいて、本現在ある処の23の行政区を再編致しまして、行政区の合理化を図り、そして行政効果を高めると云うのが趣旨内容であります。本委員会の審査の方法として検討した処、この諮問案の内容と関連する問題だと云うことで、末端行政の有り方をどうすべきかと云つた様な根本的な問答から、ほり下げて検討すべきだと云う観点に立つて審査の方法を打立てたわけでありまして。

そこで他市町村においては如何なる方法で末端行政事務を施行されているか。又部落自治との関係はどうなつているかと云う様な事を真先に調査して、この資料に基づいて審査をすべきだと云う事になり、3月18日は、那覇市の実態調査をなし、市内の末端行政の有り方と資料集収。

那覇市の場合以前から廃止になつております。末端行政はほとんど市役所の担当職員によつて事務処理がなされている状態であり、ますが、だがしかし何んと云つても末端組織の育成強化、末端組織がないと事務処理の効果が上がらないと云つた立前から、自治会の組織を今後強化促進するとう様な状態でありまして。そこで、那覇市の2ヶ所の自治会を一応見聞しましたが、1ヶ所は栄町の自治会、もう1ヶ所は繁多川の自治会であります。何故その2ヶ所を見聞したかと申しますと、那覇市においても農村形態をおびている処の自治会、別個な形態、組織をもつている処の自治会を見た方が良いと云う事で、その2ヶ所を見るときに決定し、調査したわけでありまして。その具体的な面は後で申し上げます。再自治会においては市とのつながりは、本市みみないなつながりではなく、あくまでも自主的な活動で、そして市政に同意すると云う様な立場を取つている。行政事務を委託契約でもつて担当すると、そこの自治会長が担当すると云つた様な状態でありまして。

3月22日（第3回目）はコザ市役所に行き総務課長、収入役も交えてコザ市の実状を一応見聞した。コザ市の場合、従来まで本市と同様な行政が執行されております。

が、今度の自治法改正によつて廃止することとあります。又未
 端行政の有り方について、コザ市当局の意見をただした処、この
 際委託制度を廃止して、担当員制度を採用して直接市当局が行政
 事務を担当すると云つた様な機構にかへつてあると云つてあり度
 ます。そこで6月までの間暫定措置として現在の行政を委託制度
 の方法で、新しい年度からは新しい方針で進むという様な
 ことか、今は担当員のはあく出る地、規模において、ここは
 資料が通り、郡縣市、コザ市を調査見聞致しまして、その資料に
 基ついて、委員会と致しまして、未端行政の有り方をどう形に
 基つくと、又どう答申するか云つた様な事案が検討され、その
 を重点的にやると、そこで我々の調査した資料に基ついて、委員
 会が打ち出した場合に市当局は、それに対してどう考へるか
 つた様な事案で、一応は市当局から市長、助役、各課長の
 め、意見を取られたのであります。
 そこで市当局と致しましては、我々が考へている線を進めよう
 未端行政効果が今よりも低下するんだと云つた見解のようであ
 ります。それは色々の理由がありますが、そこで委員会と致し
 しましては、その理由を検討致しましたが、今の未端行政の有り方
 この際、正して行きたいと云ふ様な意見に立つたのであります。
 しかして直ぐこの線で実施した場合は非常に懸念される問題
 そりて段階を経て進めればその線にもつて行くこと云ふ様な
 なりまして、提案されている諸問題に従つて一応審査に入つた
 でありまして、この場合委員会の申でも相違ない見解ありまして、
 の際未端行政の有り方を是正するんだと云ふ様な考へ方と、段
 をふんでその線に近づけて行くこと云つた様な意見が対立した
 あります。委員会としては、一応段階をふんで進むべきだとの
 ことと、諸問題を認める前提で調査に入つたのであります。
 尚又陳情第2号についても一括して審査に付し、陳情の内容
 も充分検討し、又分限線についても現地に行きまして、調査を
 つて各地域の状況、地域住民の意見等も参考にしまして、報告
 のとおり委員会としては、原案を一部修正して答申すべきであ
 ると、修正の箇所がありますが、審査の結果にも明記してあり
 様に11区、12区、13区の境界線については、今先き申し上
 げました陳情も充分考慮に入れ、その地域住民の要望も入れ、
 又修正をしたことによつて未端行政事務には何ら支障を来さ
 ないと云ふ様な見解に達しましたので、修正をしてあります。
 それから15区、16区の境界線でありまして、佐真下からの陳
 情とも関連致しますが、一応は参考にしましてあります。委員会
 としては須臾の立場で地域の人口規模、分限線の明確等を検討した
 結果、報告書にあるとおり修正してあります。
 16区、17区、18区の合併の点であります。志真志の住
 民の要望が、16区に合併した方が非常に便利だと、そこで長田

が、今度の自治法改正によつて廃止することとあります。又末端行政の有り方について、コザ市当局の意見をただした処、この際委託制度を廃止して、担当員制度を採用して直接市当局が行政事務を担当すると云つた様な機構にかえつつあるとこのこととあります。そこで6月までの間暫定措置として現在の行政を委託制度の方法でして、新しい年度からは、新しい方針で望むという様なことで、今準備しているようであります。その外担当員の問題とか、或は担当員はあく出来地域、規模においても、ここに資料が御座いますので御参考願います。

以上の通り、那覇市、コザ市を調査見聞致しまして、その資料に基づいて委員会と致しましては、末端行政の有り方をどう形ちづけるかと、又どう答申するかと云つた様な事が検討され、その面を重点的にやると、そこで我々の調査した資料に基づいて、委員会が打ち出した場合に市当局は、それに対してどう考えるかと云つた様な事で、一応は市当局から市長、助役、各課長の出席を求め、意見を聴取したのであります。

そこで当局と致しましては、我々が考えている線で進めた場合、末端行政効果が今よりも低下するんだと云つた見解のようでありまして、それには色々の理由がありますが、そこで委員会と致しましては、その理由を検討致しましたが、今の末端行政の有り方をこの際正して行きたいと云う様な意見になつたのであります。しかし直ぐこの線で実施した場合非常に懸念される問題が出現し、そこで段階を経えて将来はその線にもつて行くと云う様な議論になりました。提案されている諮問案に從つて一応審査に入つたのであります。この場合委員会の中でも相当意見がありまして、この際末端行政の有り方を是正するんだと云う様な考え方と、段階をふんでその線に近づけて行くと云つた様な意見が対立したのであります。委員会としては、一応段階をふんで進むべきだとのことで、諮問案を認める前提で調査に入つたのであります。

尚又陳情第2号についても一括して審査に付し、陳情の趣旨内容も充分検討し、又分限線についても現地に行きまして、調査を行つて各地域の状況、地域住民の意見等も参考にしまして、報告書のとおり委員会としては、原案を一部修正して答申すべきであります。修正の箇所がありますが、審査の結果にも明記してあります。様に11区、12区、13区の境界線については、今先き申し上げました陳情書も充分考慮に入れ、その地域住民の要望も入れ、又修正をしたことによつて末端行政事務には何んだ支障を来さないと云う様な見解に達しましたので、修正をしてあります。それから15区、16区の境界線であります。佐真下からの陳情とも関連致しますが、一応は参考にはしてあります。委員会としては独自の立場で地域の人口規模、分限線の明確等を検討した結果、報告書にあるとおり修正してあります。

16区、17区、18区の合併の点であります。志真志の住民の要望が、16区に合併した方が非常に便利だと、そこで長田

に合併する区域のある部分は我々が合併してくれとの要も御座りませんが、それからは宜しく合併する部分の従来から又
 致す面、その他色々ありますが、その地域の住民の便利を因ると
 云つた立場に立ちまして、委員会としましては修正すべき点
 ことで、別紙のとおり修正をしております。
 以上のとおり、本委員会が全行程にわたつて、あらゆる角度から
 検討した結果別紙報告のとおりになつております。
 尚私の説明の不備の点もあつかひと存じますので、委員の方で補
 足説明をお願い致します。

陳情第2号、行政区画設置善処方についても本委員会に付託さ
 れ、別紙報告のとおり採択すべきものと決定してあります。

附帯意見についてであります。先程も申し上げましたとおり
 行政区、区長の廃止の意見を充てて検討しましたが、委託契約
 と云うものは、あくまで従来の区長制度の延長であることよ
 の際委託制度を廃止して、本来の市議会議員の職務に
 ついて未だ執行の事務負担をさせるべきと云うようないふ
 行かば、本委員会の考え方が一致して行かぬので、議
 年度中は本委員会の根本的に研究、調査して申し入
 りに更に再諮問して申し入るよう、委員会として申し入
 り、その際、附帯意見として申し上げます。

議長～暫休致します。(午後3時50分)

議長～再開致します。(午後4時)

議長～只今定刻4時であります。後暫く時間延長をしたいと思つて
 御異議をございませんか。
 (異議なしと呼ぶものあり)

議長～御異議がないものと認め、時間延長をするとは致します。

議長～質疑を求めます。

19番～報告書の主眼点の第2項について、御諮問願います。

委員長(奥次富)～主眼点についてであります。従来の区長制度が廃止
 され、その取替に並にあるか、又どう云う理由の基に廃止され
 たりか、云うようなことを充てて申し入るよう、この未だ執行の
 り方が従来の区長制度の善処の善処を

に合併する区域のある部分は我如古に合併してくれとの要望も御座いましたので、それから宜野湾に合併する部分は従来から、又教育面、その他色々ありますが、その地域の住民の便利を図ると云つた立場に立ちまして、委員会としましては修正すべきだとのことで、別紙のとおり修正をしてあります。
以上のとおり、本委員会が全日程にわたつて、あらゆる角度から検討した結果別紙報告書のとおりになつてあります。
尚私の説明の不備の点もあるかと存じますので、委員の方々に補促説明をお願い致します。

陳情第2号、行政区画設置善処方についても本委員会に付託され、別紙報告書のとおり採択すべきものと決定してあります。

附帯意見についてであります。先程も申し上げましたとおり行政区、区長の廃止の意義を充分検討致しましたが、委託契約制度と云うものは、あくまでも従来の区長制度の延長であると、この際委託制度を廃止して、本来のすがた、いわゆる常勤職員によつて末端行政の事務処理をさせるべきと云うような行政にもつて行くべきだと云う委員会の考え方が一致しておりましたので、次年度中にはこの問題を根本的に研究、調査して載きまして、議会に更に再諮問してもらおう。委員会として申し入れてありますので、そう云うことで附帯意見として上げてあります。

議長～暫休憩致します。(午後3時50分)

議長～再開致します。(午後4時)

議長～只今定刻4時であります。後暫く時間延長をしたいと思ひますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ものあり)

議長～御異議がないものと認め、時間延長をすることに致します。

議長～質疑を求めます。

19番～報告書の主眼点の第3項について、御説明願ひます。

委員長(安次富)～主眼点についてであります。従来の区長制度が廃止され、その意義が那邊にあるか、又どう云う理由の基に廃止されたかと云うようなことを充分認識致しまして、この末端行政の有り方が従来の区長制度のへい害を排除するために出たものである

それから末端行政の事務担当者であります。従来は部落会長が行政事務も担当するものであります。そこで去つた12月の基本要綱なるものが、委託契約制度を採用しておりますが、市の諮問案についても行政区の再編をかり、一行政区を自治会置き、その自次会長にその行政区の代表者と委託契約をする云つた様な前提のもとにこの案が出されておりますが、委員会と致しましては、当然そう云つた委託契約を部落会長が契約して行政事務を担当する云う様なものではなく、あくまでも暫定としてこの案を認めよう云うことである。

そこで委員会としては、この行政区画を再編しても出来るならばその地域の代表、部落会長的性格をもつていられる代表者に担当せしめると、将来はどうしても、それとは切り離して担当員制度を採用して行政事務を執行させると、今直ぐ委託制度を担当員制度に替えるという事になると、行政執行の面において色々支障がある云う当局の見解でありますので、その混らんを来さないようにするために、暫定処置として将来は委員会が打出した処の担当員制度にすべきである云う附帯意見を付けてあります。

当局と委員会との見解の相違ありましたので、一応説明申し上げます。

委託契約された部落会長、いわゆる区長さんがやつている処の行政事務全般については、区長が直接やつているのではなくて、そこには無形の協力者、いわゆる班長、部落の幹部の方々が無報酬で無形の協力をしたために、行政事務が充分、その区長によつてなされた云う様な事から、若し委員会で考へている処の担当員制度を採用した場合に、はたしてその無形の協力、従来まで区長に対してやつていた協力が得られるかどうか疑問だと、直ぐ担当員制度を取つた場合にはこう云つた協力が得られないと云う当局の意向でありました。

委員会と致しましては、一時は協力の度合がうすれるかも知れないが、しかし当局のやり方如何によつては、今まで通りの協力は得られるのだと云う見解であります。これは確たる資料をもつよつての検討ではなく、想定をしての見解の相違でありましたので、その混らんを出来るだけさけるためには現在の委託制度を直ぐなくすると云うよりは、段階をふんで、担当員制度に切りかえた方がよいと云う意見であります。

又区画の編分については、当局案は20区画であります。この区画案は基本要綱にもとづいて一契約者が市からの行政事務を担当出来る範囲が3,000名を対象に区画されたのが、この案であります。又特別地域、即ち懸念の地域以外は全地域基本要綱にもとづいて、人口密度を勘案した処のものが、一担当員当り一行政区でこれが充分処理出来る云う様に、行政区画がなされてい

ると云う様うであります。従来の区より、もつとも効率的な歩みであり、合理的な再編として、懸念された混らんはないと云うことであります。

19番～無形の協力が得られるかどうかと云う事でありましたが、この無形の協力、班長さん方の職務について考えられたかどうか、区画を設置して、新しい委託者を得て無形の協力を得ると云う事は、結局前のものに協力を求めると云う場合よりも、現状に力を入れて、それに協力を求めた方が良いと思うが。

委員長～現在の区画そのものが、属人的な区画であつて、そこでおのづから行政執行の面において支障を来たしたという面がありました。そこで行政区を再編する理由、趣旨は従来の属人的な行政区画の有り方を訂正致しまして、その地域を属地的な行政区画に再編すると云う様な、大きな目的があります。一例を申し上げますと、斐仁屋と云う部落はあるんだが、その地域そのものがないと。そうしますと、その行政事務を行う場合、他地域に安仁屋人が居るか、他の行政事務区域内に外の人居るかと云うやうな事で行政事務を執行する意味において、相当支障があります。又従来の行政を何とか改善しようとするのが、この案であります。そこで、例へば従来の無形の協力はあつたとして、それ以上に尚強化してより一層の協力をして行けば、別に差支へないと思はう。もちろん従来は属人的な行政であつたが、そこで無形の協力は今まで得られたのだから、なほ一層の協力を図るならば、よりの効果があるんだと。あえて行政区画をしなくても良いんだと。ことであるが、委員会としまして、この問題を相当検討しました。協力が得られる、得られないと云うことは、執行者の責任において、当然行政事務を執行すべきである。協力を求める、求められないと云うことは、市長の善処如何にあるんだと。そこで住民の協力が得られないと云うことは当然ない。又今までの無形の協力をあてにして行政執行をやると云う様なことでは、当然ないという委員会意向に對して、協力を得られないにしても、今の職員を相当ふやすことによつて、無形の協力がなくても、充分やつていけると云う様な見解でありました。そこでいきおい今の23名を50名～60名にもして、そのやうな無形の協力がなくても充分やつて行けるんだと。そうすると経費の負担が重くなるし、経費の軽減という事からも、無形の協力を求めながら行政を改善し、行政区の合理化を図る事は、云う様な当局的考へ方であり、委員としまして一応は見解はあつたにしても、段階的に委員をふんで、あつて一定期間の方をやらせながら、もし無形の協力が得られないと協力が得られないと、或は担当は、当然市民の市政に對する協力は得られるんだと、そ

そこで、一定期間経過することによつて、はつきりするから、その時に又再検討して行くと言う事でもあります。

18番～11区、12区、13区、15区、16区、17区、18区の決定の理由が各々異つていますが、1番の理由は住民の要望、地域の状況と、2番目の理由は、地域の人口増減、明確なる身限線と3番目が地域の状況、学校区の問題、尚又歴史的なつながり等とありますが、審査の過程において、色入問題もあつたかと思ひますが、一応は行政区は設置すると。

次の区画において、色入修正も出て来るわけでありませう。区域を画した場合には行政機構と云う事が来るわけでありませう。この場合、税制に住民の負担が早急に転嫁されないと、先にも陳情がありました。そう云つた地域を考慮されたかどうか。

委員長～修正した経過がありますが、先にも申しあげました様に、本来の身限線の審査に入つた場合に、陳情第2号も一併審査致しまして陳情の趣旨そのものが、従来の字地泊区の場合、住民愛護地域に於ては、地敷そのものが大別して難問もしている状態であり、そこで当案は一号線と3号線の身限線になつていませう。そうしますと、字地泊の一部が大別名に、又字地泊の一部が真志喜になり、大別名の一部が字地泊になつていませうと云う様な事になりますが、整問の趣旨内容からすると、行政区の区画を存続もその地域の住民の福祉、利便を圖つて行政効果を上げるんだと云つた趣旨に基づいて決定したわけでありませう。そこで陳情の内容と大きく異つておるわけでありませうので、我々委員会と致しましては、その陳情の趣旨内容を充分検討致しました趣旨が、この陳情を採択すると、行政区の原案である区画と相違支障があるかどうかと云うことを、当局にただしを免が、あくまでも地域の住民の希望、富力が求められる様な区画の変更が基本原則に於ては、ない点であるならば良いと云う意見も御座りましたので、又委員会としても直接現地調査をした趣旨が、地敷から出された陳情の通り身限線を画しても別に支障がないと云う結論を見出したわけでありませう。その地域の住民の意志も充分反映せしめ、原案の趣旨内容にも別に支障がないと云つた趣旨も充分考慮して、地域状況、従来の住民愛護地域の身限線地域の擴張も、別に基本原則に反しないと、そうであれば、或程度住民の要望を、反映せしむるべきと云う様な観点に立つて、この陳情書にもある通り、通り会、そのものもなるべく一行政区、地域内であれば、活動もより活発になり、運賃が格段になると云う点も考慮してありませうので、それも充分検討致した趣旨が、通り会も、その趣旨も、外に

提案して行くと云つた事で一応は住民の要望も反映せしめて、こ
 の線を描き出してあります。
 それから15区、16区の境界線でありましたが、先程も申し上げ
 ました通り、その地域にもつとも関係の深い佐真下区からの陳情
 であります。あの陳情は原案に対しては反対だと、しかし委員
 として、はたして15区、16区の両地加内に3つの区域が設
 置されても良いかどうかと云うことを検討致しました。
 12月の基本要綱にも示めされた通り、要綱からははずれるので
 3つの行政区を設置する事はどうしても出来ないと(参考程事は
 審査をした)。あの陳情の趣旨からして取り入れる事には
 出来ないと云うことで、当届の示めす通り、この地域におい
 ては、2つの区域が妥当であると云う観点に立ちまして、その
 線なるものが、はたして妥当の線であるかを実地調査をやつたわ
 けであります。原案の分限は少し不明確な点があると、これを
 少し引き替える事によつて、明確な線が打ち出せると云う事
 であります。その修正は、小学校入口の道路から学校に向つて
 浦添村境界までとすれば、本明瞭になると、それから真原と佐
 真下が1区画になると、面積が相当大きくなる。また、その
 中でその面積、人口においても当届が画定してある人口規模その
 のは大体いかしてありますが、真原地域においては人口密度
 の傾向があると、吾々は現真原区だけでも相当な人口密度に
 達すると、そうすると大体均等を保つという人口規模が反面にお
 いては、非常な人口規模になると、そう云う処も一応
 案しました処、一部を16区に合併させても、近い将来におい
 ても大体同じ位になるんだと云う様な処も加味して修正してあり
 ます。以上が15区、16区についての境界線の修正の理由であり
 ます。それから16区、17区、18区でありますが、全琉の注
 目を集めている処の土地改革、いわゆる政府政策のパイロット事
 業がその地域内に指定され、既に調査も終えて事業にかかると云
 う段階に来ております。ので、直ぐその区域をどこかに合併した場
 合、この事業が中断すると云う事になると、この際土地の改革を
 してその土地改良事業を推進し得と云う意図が完全に
 なくなつてしまふ。そこで事業を推進して行く上にも、その地域
 の住民の要望を取り入れるべきだと云う事でもあります。
 市当局から出された原案そのものは、長国と志真志の部落が合併
 すると云う事ではありますが、特に志真志の南端においては、我
 知古の部落の一部を隣り合せてあり、尚又地域的つながりも多い
 と云うのであります。長国に合併された場合、長国の地域までは
 非常に遠い距離になつて不便になると云うこともあるし、又その
 地域の状況からしても志真志の一部は当然我知古に合併した方が
 その地域の住民の利益になると、それから学校区の問題でありま

勘案して行くと云つた事で一応は住民の要望も反映せしめて、こ

の線を打ち出してあります。

それから15区、16区の境界線ではありますが、先程も申し上げました通り、その地域にもつとも関係の深い佐真下区からの陳情でもあります。あの陳情は原案に対しては反対だと、しかし委員会としては、はたして15区、16区の両地域内に3つの区域が設置されても良いかどうかと云うことを検討致しました。

12月の基本要綱にも示めされた通り、要綱からははずれるので3つの行政区を設置する事はどうしても出来ない（参考程度に審査をなした）。あの陳情の趣旨からして絶対に取り入れる事は出来ない（云うこと）と云うことで、当局案の示めす通り、この地域において

は、2つの区域が妥当である（云う）と云う観点に立ちまして、その分限線なるものが、はたして妥当の線であるか実地調査をやつたわけであり、原案の分限線は少し不明確な点があると、これを少し引き替える事によつて、明確な線が打ち出せると云う事

であります。その修正は、小学校入口の道路から学校に向つて浦添村境界までとすれば、なほ明確になると。それから真原と佐真下が1区画になると、面積が相当大きくなる。開いたところが、その面積、人口においても当局が固めてある人口規模そのものは大体い

かしてありますが、真原地域においては人口がふえる傾向があると、将来は現真原区だけも相当な人口密度になり、そうすると大体均こうを保つという人口規模が反面において、非常にばらばらな人口規模になると、そう云う事も一応勘

案しました処、一部を16区に合併させても、近い将来においても大体同じ位になるんだと云う様な処も加味して修正してあります。以上が15区、16区についての境界線の修正の理由であります。それから16区、17区、18区であります。全琉の注

目を集めている処の土地改革、いわゆる政府施策のパイロット事業がその地域内に指定され、既に調査も終えて事業にかかると云う段階にきております。ので直ぐその区域をどこかに合併した場合は、この事業が中断すると云う事になると、この際土地の改革を

してその土地改良事業を推進し難といつていく意図が完全になくなつてしまふ。そこで事業を推進して行く上にも、その地域の住民の要望を取り入れるべきだと云う事でもあります。

市当局から出された原案そのものは、長田と志真志の部落が合併すると云う事ではありますが、特に志真志の南端においては、我如古の部落の一部を降り合せており、尚又地域的つながりも多

いと云うのであります。長田に合併された場合、長田の地域まで非常に遠い距離になつて不便になると云うこともあるし、又その地域の状況からして志真志の一部は当然我如古に合併した方がその地域の住民の利益になると、それから学区の問題であり

すが、現状は縣教小学校に通学して、縣教校区であります。行政區が再編された場合に行政區がはたして二学校区域に分離出来るか、と云うことは全然考えられないと、今まで歩いて通学しているが、当局案の通り合併した場合は、宜野湾小学校に通学しなければ出来ない。するとバスを利用しなければ出来ない。父兄の負担が必然的に過重になると、それに交通安全の面からしても、5号線を通つて行くこと云う事は色々危険が伴うと、しかし縣教小学校に通学するには農道を通るので、そう云う心配もないと、尚又歴史的つながりもありますが、今長田に合併される志真の地域においては、戦前は我如古の行政區でありましたが、そこから分離したのが志真であり、歴史的つながりも深かいと、以上の様な理由によつて修正してあります。

18番～12区、13区の三又路から南側であります。分明なる境界と云うと、どちらが正しいか、将来は行政を執行するにおいて、色々問題もあると思うが、そう云つた処には3条で或程度担当官制度で担当官を置くことも出来るんだとありますが、第1に行政區画をするんだと云う前提はどこまでも適当な區画で分限すると、第2にこの際分明な分限線でやらうと云うねらいてあると思うが、これからすると委員会がこの点について検討されたかどうか

委員長～分明なる境界線と云う様な点だけを考えた場合、当局案の方が1号線を界にした方が最つとも分明なる境界線だと云う事が云える。しかしこの設置規定の趣旨から致しますと、この分限線をはつきりすると云うのと同時に、今後の末端行政を円こつにするると云う様な趣旨がまえてあります。そこでその趣旨を考えた場合に末端住民の協力が無い限り行政の発展はあり得ないという様な立場に立つた場合、この分明なる境界線と云うのが、それより外に線がはつきりすれば、別に両方の地域を充分いかせると云うのと、住民の要望を充分反映せしめる市政を発展せしめると云う様な立場にたつて、居住の問題より総合的な行政を検討して、委員会としては修正案の通り修正した。先にも申し上げました様に、単なる行政事務だけでなく、その地域の発展も或程度行政の力である云う様なことで、やはりその通り会等の行政区内にある通り会そのものの指導助言、或はその発展を凶る意味から1つの行政区内にあつた方が望ましいと云うようなたてまえから分限、境界線、そのものの1慮だけでなく、総合的な立場に立つて委員会の修正した理由になつております。

18番～佐真下の場合には規模とか、陳情の内容とか考へて、區画してあるが、住民の協力を得られないとき、執行の段階でスムーズに行くと思うか、委員会は行政上どうしてもこうでなければならぬと云うことか、執行面も考慮されたかどうか。

議長～暫休開放します。(午後5時11分)

議長～再開致します。(午後6時5分)

議長～これを以つて委員長の報告を終ることに致します。

議長～報告第1号、第2号については、質疑の段階において継続質疑に付したいと思ひますが、御異議ございませんか。
(異議なしと呼ぶものあり)

議長～御異議がないものと認め、報告第1号、第2号については、質疑の段階において継続質疑に付すことに致します。

議長～暫休開放します。(午後6時7分)

議長～再開致します。(午後6時10分)

議長～原稿第3号、第4号について、参考人(説明者)を呼んで説明を取敢する必要があるかどうかお諮り致します。
(異議なしと呼ぶものあり)

議長～御異議がないものと認め、原稿第3号、4号については参考人(説明者)を呼んで説明を取敢するに致します。

議長～本日の審議は全部終了致しましたので、これを以つて本日の会務を終ることに致します。尚、閉会は午前10時より再開することに致します。
散会(午後6時12分)

議長～本日の審議は全部終了致しましたので、これを以つて本日の会務を終ることに致します。尚、閉会は午前10時より再開することに致します。

議長～暫休憩致します。(午後5時11分)

議長～再開致します。(午後6時5分)

議長～これを以つて委員長の報告を終ることに致します。

議長～報告第1号、第2号については、質疑の段階において継続審議に付したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

議長～御異議がないものと認め、報告第1号、第2号については、質疑の段階において継続審議に付すことに致します。

議長～暫休憩致します。(午後6時7分)

議長～再開致します。(午後6時10分)

議長～陳情第3号、第4号について、参考人(説明者)を呼んで趣旨説明を聴取する必要があるかどうかお諮り致します。

(異議なしと呼ぶものあり)

議長～御異がないものと認め、明冒陳情第3号、4号については参考人(説明者)を呼んで趣旨説明を聴取することに致します。

議長～本冒の冒程は全部終了致しましたので、これを以つて本冒の会議は終ることに致します。尚明冒は午前10時より再開することに致します。

散会(午後6時12分)